

公有財産（貸付）
一般競争入札のしおり

入 札 実 施 日

令和7年10月23日(木)

愛 知 県

都市・交通局交通対策課鉄道第二グループ

電 話 052-954-6127（ダイヤルイン）

F A X 052-961-3248

ホームページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotsu/>

目

次

	頁
○ 入札の公告内容	1
○ 公有財産（貸付）一般競争入札の流れ	4
○ 入札心得書	5
○ 公有財産（貸付）一般競争入札参加申込書（様式第1）	9
○ 委任状（様式第2）	11
○ 誓約書（様式第3）	12
○ 入札書（様式第4）	14
○ 公有財産有償貸付契約書（案）（様式第5）	15
○ 物件仕様書	23
○ 入札会場のご案内	26

入札の公告内容

次のように公有財産（貸付）を一般競争入札に付します。

令和7年9月22日

愛知県知事 大村 秀章

1 入札に付する物件及び貸付期間

所在地番	土地			貸付期間
	地目	用途・規模	貸付面積	
小牧市光ヶ丘六丁目 43番の一部 (愛知県及び小牧市 共有地)	宅地	月極駐車場 利用台数334台	8817.38 m ²	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日
	宅地	パーク&ライド駐車場 利用台数41台	1098.00 m ²	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日

※当地利活用の検討状況により貸付期間が短縮（中途解約）となる可能性がある。

2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公有財産（貸付）一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6・7年度）の業務の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「14. 受付」、細分類「03. 駐車場管理運営」に登録されている者であること。
- (5) 参加申込書の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 過去10年間（平成27年10月8日から参加申込書の提出期限の前日（令和7年10月7日）まで）において、国又は地方公共団体との間で土地貸付契約を締結して、駐車場を運営した実績が3年以上あること。
- (8) 令和8年4月1日現在において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8・9年度）の業務の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「14. 受付」、細分類「03. 駐車場管理運営」に登録されていない者は、入札参加資格のない者に該当するため、その入札を無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消します。

3 入札のしおり及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

愛知県都市・交通局交通対策課（愛知県庁本庁舎 5 階）

(2) 日時

令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 8 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の提出が必要です。

(1) 場所

愛知県都市・交通局交通対策課（愛知県庁本庁舎 5 階）

(2) 日時

令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 8 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 5 時必着とします（郵送の場合は書留等配達証明が証明できる方法としてください。）。)

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県自治センター地下 2 階 入札室

名古屋市中区三の丸二丁目 3 番 2 号

(2) 日時

令和 7 年 10 月 23 日（木）午前 10 時 30 分から

6 入札保証金

入札参加資格確認後、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 152 条の 3 第 2 号に該当する場合は、免除します。

7 契約保証金

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。ただし、入札参加資格確認後、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、免除します。

8 契約書の作成の要否

要（愛知県及び小牧市との三者契約となります。）

9 入札の無効

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 152 条の規定に該当する入札は、無効とします。

10 貸付料支払方法

納入通知書により県及び小牧市の指定する期日までに納入するものとします。

11 用途等の制限

貸付物件を自ら平面駐車場（月極駐車場及びパーク＆ライト駐車場）の用途に供しなければなりま

せん。

12 現地確認

現地は各自で確認してください。現地にて測量等する場合には、あらかじめ 14 の問い合わせ先までご連絡ください。

13 その他

貸付けの詳細については、「公有財産（貸付）一般競争入札のしおり」を確認のうえ、入札してください。「公有財産（貸付）一般競争入札のしおり」は、3 (1)の場所で3 (2)の期間配付します。

14 問い合わせ先

愛知県都市・交通局交通対策課鉄道第二グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460－8501）

電話（052）954－6127

【公有財産（貸付）一般競争入札の流れ】

入札参加申込み

9月22日（月）～ 10月8日（水）午前9時～午後5時（土・日を除く） 愛知県本庁舎 5階 都市・交通局交通対策課	入札参加申込み
--	---------

※郵送による場合は10月8日（水）午後5時必着
（郵送の場合は書留等配達が証明できる方法としてください。）



入 札（10月23日（木）に行います）

入 札 執 行	会 場
午前10時30分から	愛知県自治センター 地下2階 入札室



落 札

※有効な入札を行った者のうち、県の予定価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。なお、今回の入札では予定価格は公表していません。



契 約

11月 愛知県及び小牧市との三者契約を締結	契約保証金の納付 (契約金額の100分の10以上) ただし、愛知県財務規則第129条の3第3号に該当する場合は免除
-----------------------	---



貸付期間の開始

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	各納入期限までに 貸付料の納入
------------------------	--------------------



（契約保証金の納付がある場合）

契約終了後に契約保証金を返還
（ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他の債務が残存する場合は、その残余分を返還）

入 札 心 得 書

第1条 公有財産（貸付）一般競争入札参加希望者は、公有財産（貸付）公告、本心得書及び契約書案並びに物件仕様書等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 入札者は入札後、本心得書、公有財産（貸付）公告及び契約書案並びに物件仕様書、物件の現況等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

また、契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。

第3条 入札参加者は、事前に公有財産（貸付）一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札するときは、必ず委任状を提出してください。ただし同一物件において1人で2人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

なお、県は入札に先立ち、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、入札参加申込書記載の内容について、愛知県警察本部に照会します。

第4条 入札書は、黒色のボールペンか万年筆を使用して記入してください。なお、必要事項（入札者の住所、氏名、入札金額等）をパソコンで入力し、印刷した入札書も有効です。

入札書には入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所、氏名を記入してください。）

金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。入札金額は、貸付期間の総額を記入してください。なお、入札書に記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の消費税を含んだ貸付料総額）の110分の100に相当する金額を記入してください。

第5条 入札は入札書を封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、県の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。

2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

〔記入例〕

（表）	（裏）
入 札 書 在 中	入 札 者 住 所 〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 公有財産（貸付）一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 以下に掲げる入札参加者の資格を有しない者がした入札
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ・ 公有財産（貸付）一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）に基づく排除措置を受けている者
 - ・ 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6・7年度）の業務の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「14. 受付」、細分類「03. 駐車場管理運営」に登録されていない者。
 - ・ 参加申込書の提出日から当該業務の落札決定の日までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けている者
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ・ 過去10年間（平成27年10月8日から参加申込書の提出期限の前日（令和7年10月7日）まで）において、国又は地方公共団体との間で土地貸付契約を締結して、駐車場を運営した実績が3年以上ない者。
 - ・ 令和8年4月1日現在において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8・9年度）の業務の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「14. 受付」、細分類「03. 駐車場管理運営」に登録されていない者
- 〔地方自治法第238条の3、地方自治法施行令第167条の4及び「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」は、別紙を参照してください。〕
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札
- (6) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (7) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (8) 入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (9) 郵送による入札
- (10) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (11) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

第7条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない県の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第8条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。

第9条 落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない県の職員にくじを引かせます。

第10条 契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

第11条 入札結果については、その内容（物件の所在地、数量、落札者（個人の方の氏名は公表しません。）、落札額及び入札参加者数）を公表することがあります。

また、愛知県情報公開制度に基づき、落札者以外の入札参加者名及びその入札額等について、情報公開請求があれば開示しますので、あらかじめご承知おきください。

第12条 本心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、愛知県財務規則及び小牧市契約規則の定めるところによって処理します。

別紙

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第 238 条の 3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

公有財産（貸付）一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込者 住 所

氏名又は名称
及び代表者職・氏名
(電話番号) < > —

代理人 住 所

氏名又は名称
及び代表者職・氏名
(電話番号) < > —

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		ファックス	

令和7年10月23日執行の以下の公有財産（貸付）の一般競争入札に参加したいので、
入札参加を申し込みます。

記

所在地番	土 地			貸付期間
	地 目	用途・規模	貸付面積	
小牧市光ヶ丘六丁目43番の一部 (愛知県及び小牧市共有地)	宅 地	月極駐車場 利用台数 334 台	8817.38 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
	宅 地	パーク & ライド 駐車場 利用台数 41 台	1098.00 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

- (注) 1 申込者が個人の場合には住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)、
法人の場合には、法人の登記簿謄本(現在事項証明書)及び様式第 1(その 2)を添付
すること。
- 2 愛知県警察本部長に申込者の氏名その他申込書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

様式第1（その2）

商号又は名称				
所在地				
役員に関する事項				
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

（注）法人の役員（監査役、監事等を含む。）をすべて記載すること。

委 任 状

代理人 住 所
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の公有財産（貸付）の一般競争入札に関する一切の権限

所 在 地 番	土 地			貸付期間
	地 目	用途・規模	貸付面積	
小牧市光ヶ丘六丁目 4 3 番の一部 （愛知県及び小牧市 共有地）	宅 地	月極駐車場 利用台数 334 台	8817.38 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
	宅 地	パーク & ライド 駐車場 利用台数 41 台	1098.00 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

委任者

住 所

氏名又は名称
及び代表者職・氏名
（電話番号） < > ー

誓 約 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称
及び代表者職・氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合
役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
- 4 現在、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていません。
- 5 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てはなされていません。

- 6 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6・7年度）の業務の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「14. 受付」、細分類「03. 駐車場管理運営」に登録されている者であり、かつ過去10年間（平成27年10月8日から参加申込書の提出期限の前日（令和7年10月7日）まで）において、国又は地方公共団体との間で土地貸付契約を締結して、駐車場を運営した実績が3年以上あります。

（注） 契約を締結したことが分かる書類（土地貸付契約書等）の写しを添付すること。

入札書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

入札者 住 所

氏名又は名称
及び代表者職・氏名

代理人 住 所

氏名又は名称
及び代表者職・氏名

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
												円

うち月極駐車場箇所 円

P & R 駐車場箇所 円

【入札する物件】

所在地番	土地			貸付期間
	地目	用途・規模	貸付面積	
小牧市光ヶ丘六丁目43番の一部 (愛知県及び小牧市共有地)	宅地	月極駐車場 利用台数 334 台	8817.38 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
	宅地	パーク＆ライド 駐車場 利用台数 41 台	1098.00 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
- 2 契約希望金額(貸付期間中の消費税を含んだ貸付料総額)の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 3 内訳(月極駐車場箇所及びP & R 駐車場箇所)を記載すること。ただし、落札者は総額をもって決定する。

貸付人愛知県（以下「甲」という。）及び小牧市（以下「乙」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「丙」という。）とは、次の条項により公有財産について一時的使用に基づく借地権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地番	土地		
	地目	用途・規模	貸付面積
小牧市光ヶ丘六丁目43番の一部 （愛知県及び小牧市共有地）	宅地	月極駐車場 利用台数 334 台	8817.38 m ²
	宅地	パーク＆ライド 駐車場 利用台数 41 台	1098.00 m ²

（用途の指定）

第3条 丙は、貸付物件を、「平面駐車場（月極駐車場及びパーク＆ライド駐車場（以下「P＆R駐車場」という。）」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 丙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札額>円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金<落札額の110分の10>円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（内訳）

月極駐車場箇所：円

P＆R駐車場箇所：円

（貸付料の支払）

第7条 丙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲、乙の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 次	対 象 期 間	納 付 金 額	納 入 期 限
第一年次	令和8年4月 1日から 令和9年3月31日まで	甲 円 乙 円	令和8年4月30日
第二年次	令和9年4月 1日から 令和10年3月31日まで	甲 円 乙 円	令和9年4月30日

(光熱水費の供給)

第8条 丙は、平面駐車場の運営に必要となる光熱水設備は、各供給業者から直接、供給を受けるとともに、その使用に基づく実費は、各供給業者へ直接支払を行わなければならない。

(延納による違約金)

第9条 丙は、第7条に基づき、甲及び乙が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、愛知県財務規則第130条に従い甲に対して年2.5パーセントの割合で算出した違約金を、乙に対して小牧市契約規則第34条に規定する違約金を支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 丙が貸付料及び延納による違約金を納入すべき場合において、丙が納入した金額が貸付料及び延納による違約金の合計額に満たないときは、延納による違約金から充当する。

(契約保証金)

第11条 丙は、本契約締結と同時に契約保証金として愛知県財務規則第129条の2、小牧市契約規則第30条に従い、契約金額の1割に相当する額の内、金<93.7%>円を甲に、金<6.3%>円を乙に支払わなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第27条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲及び乙は、賃貸借契約が満了したとき、又は第18条、第19条及び第21条により契約を解除した場合、若しくは第23条により契約を中途解約した場合において、丙が第25条に規定する原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、甲及び乙に損害がないときには、丙の請求により第1項に定める契約保証金を丙に返還する。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他丙が甲及び乙に負担する債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。

4 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

(契約不適合)

第12条 丙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 丙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 丙は、貸付物件の全部又は一部が毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければ

ばならない。

(維持補修)

第14条 甲及び乙は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて丙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 丙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。ただし、事前に甲及び乙の承認を得た場合はこの限りではない。

(実地調査等)

第16条 甲及び乙は、貸付物件について随時使用状況及び売上状況を実地に調査し、丙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲及び乙は、丙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、丙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 丙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 丙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲及び乙に支払わなければならない。

(1) 第16条に定める義務に違反した場合

甲 金<貸付料の1年分に相当する額の93.7%>円

乙 金<貸付料の1年分に相当する額の6.3%>円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

甲 金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額の93.7%>円

乙 金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額の6.3%>円

2 前項に定める違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 丙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 丙の手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 丙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 丙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 丙が、甲及び乙の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 丙の信用が著しく失墜したと甲及び乙が認めたとき。

- (8) 丙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 丙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲及び乙が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 前各号に準ずる事由により、甲及び乙が契約を継続しがたいと認めたとき。
(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲及び乙は、丙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため丙に損害が生じて、甲及び乙は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、丙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 丙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲及び乙が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、甲に対し契約金額の10分の2に相当する額の93.7%を、乙に対し契約金額の10分の2に相当する額の6.3%を甲及び乙が指定する期限までに支払わなければならない。丙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第六項に規定する不当廉売である場合その他甲及び乙が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 丙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、甲に対し契約金額の10分の3に相当する額の93.7%を、乙に対し契約金額の10分の3に相当する額の6.3%を支払わなければならない。

い。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 丙が甲及び乙に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲及び乙は、甲及び乙に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、丙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、丙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲及び乙に支払わなければならない。丙がすでに共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲及び乙は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲及び乙の損害の賠償を丙に請求することができる。

3 甲及び乙は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、丙に損害が生じ

ても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 丙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等の一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲及び乙に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 丙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲及び乙への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(中途解約)

第23条 貸付期間の開始から1年を経過したのちは、丙は、甲及び乙に対して、甲及び乙は、丙に対して中途解約をそれぞれ申し入れることができる。この場合、中途解約希望者は、中途解約希望日の3か月前までに、書面により申し出をしなければならない。

(原状変更)

第24条 丙は、貸付物件に料金清算機器、路面整備、駐車場に関する案内看板、照明設備、フェンス等の駐車場の運営に必要な設備及び駐車場の用途を妨げない程度で空きスペースを利用した自動販売機等これに類するものを設置することができる。なお、この場合は、事前に甲及び乙の承認を得なければならない。

(原状回復)

第25条 丙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときは、原則として甲及び乙の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲及び乙に返還しなければならない。ただし、甲及び乙が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第26条 甲及び乙は、第18条第2号の規定によりこの契約が解除されたとき、又は第23条の規定によりこの契約が中途解約されたときは、既納の貸付料のうち、丙が貸付物件を甲及び乙に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第27条 丙は、この契約に定める義務を履行しないために甲及び乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第28条 丙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条、第19条、第21条及び第23条の規定により契約が終了したときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても買取りその他名目を問わず、これを甲及び乙に請求することができない。ただし、第17条第2号により解除した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第5項の規定により、この限りではない。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて丙の負担とする。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、丙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛 知 県
代表者 愛知県知事 大 村 秀 章 印

乙 小牧市堀の内三丁目1番地
小 牧 市
代表者 小 牧 市 長 山 下 史 守 朗 印

丙

印

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、桃花台線旧車両基地用地（小牧市光が丘六丁目４３番地）（以下「本用地」という。）における月極駐車場及びパーク＆ライド（以下「P＆R」という。）駐車場用地の土地貸付（以下「本貸付」という。）に適用する。

2 土地貸付の条件

- （１）既存の駐車場契約者に不利益が発生しないように配慮すること。
- （２）駐車場の整備（料金収受施設等関連施設含む）は事業者において貸付期間内に行うこと。
また、光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給業者から直接供給を受けること。
- （３）月極駐車場は現台数３３４台以上、P＆R駐車場は４１台以上のスペースを確保すること。
- （４）前契約事業者と調整の上、間断なく駐車場の運営管理を開始すること。
- （５）月極駐車場の利用料は、月額６千円（税込み）以下とすること。また、パーク＆ライド駐車場の料金は、１時間あたり１００円（税込み）、２４時間最大５００円（税込み）以下とすること。
- （６）駐車場及び送迎用ロータリー利用者が安全に通行できるよう、安全対策を行うこと。
- （７）月極駐車場については契約台数を、P＆R駐車場については利用台数及び売上を月ごとに下記様式により翌月１５日までに報告すること。

令和 年 月実績	契約台数、利用台数（台）	売 上（円）
月 極 駐 車 場		—
P & R 駐車場		

- （８）貸付スペース内の美化に努めること。甲及び乙から指摘があった場合にはすみやかに措置を講じること。
- （９）「公有財産有償貸付契約書」第４条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第１８条、第１９条、第２１条及び第２３条の規定により契約が終了したときの原状回復については、甲及び乙と事前に協議すること。

物 件 仕 様 書

1 入札に付する物件及び貸付期間

所 在 地 番	土 地			貸付期間
	地 目	用途・規模	貸付面積	
小牧市光ヶ丘六丁目４３番の一部 (愛知県及び小牧市共有地)	宅 地	月極駐車場 利用台数 334 台	8817.38 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
	宅 地	パーク＆ライド 駐車場 利用台数 41 台	1098.00 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

2 貸付条件

- (1) 既存の駐車場契約者に不利益が発生しないように配慮すること。
- (2) 駐車場の整備（料金収受施設等関連施設含む）は事業者において行うこと。
また、光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給業者から直接供給を受けること。
- (3) 月極駐車場は現台数 334 台以上、P & R 駐車場は 41 台以上のスペースを確保すること。
- (4) 前契約事業者と調整の上、間断なく駐車場の運営管理を開始すること。
- (5) 月極駐車場の利用料は、月額 6 千円（税込み）以下とすること。また、パーク＆ライド駐車場の料金は、1 時間あたり 100 円（税込み）、24 時間最大 500 円（税込み）以下とすること。
- (6) 駐車場及び送迎用ロータリー利用者が安全に通行できるよう、安全対策を行うこと。
- (7) 月極駐車場については契約台数を、P & R 駐車場については利用台数及び売上を月ごとに下記様式により翌月 15 日までに報告すること。

令和 年 月実績	契約台数、利用台数（台）	売 上（円）
月 極 駐 車 場		—
P & R 駐車場		

- (8) 貸付スペース内の美化に努めること。甲及び乙から指摘があった場合にはすみやかに措置を講じること。
- (9) 「公有財産有償貸付契約書」第 4 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第 18 条、第 19 条、第 21 条及び第 23 条の規定により契約が終了したときの原状回復については、甲及び乙と事前に協議すること。



現在設置されている県有でない工作物

設置箇所	種類	工作物	個数
パーク&ライド箇所 (令和 8 年 3 月 31 日まで)	精算機関連	駐車券発行機	一式
		自動精算機	一式
		カーゲート (入口)	一式
		カーゲート (出口)	一式
		予備バー	一式
		出庫警報灯	一式
		テント	一式
		ループコイル	一式
		アイランド	一式
	整備工事関連	路盤文字	一式
		車室ライン	41 台分
		車止め	41 台分
		U 字バリカ	2 本
		樹脂ポール	5 本
		フェンス	一式
	看板関連	行灯	一式
		案内看板	一式
		発行機まわり L 型	一式
		精算機まわり L 型	一式
		注意看板	一式
		歩行者出入口表示パネル	2 枚
	電気関連	分電盤	一式
		遠隔監視 BOX	一式
		照明ポール	4 本
月極箇所 (令和 8 年 3 月 31 日まで)	看板関連	案内看板	2 枚
	整備工事関連	樹脂ポール	一式

※ 上記工作物については、原則、期日までに撤去を行う契約ですが、残置できる工作物もありますので、契約後に現契約者を交えて協議いたします。

入札会場のご案内

1 入札参加申込み受付

- (1) 日時 令和7年9月22日(月)～令和7年10月8日(水)午前9時～午後5時(土・日を除く。)
- (2) 場所 愛知県都市・交通局交通対策課(愛知県本庁舎 5階)
- (3) 提出書類 「公有財産(貸付)一般競争入札参加申込書」(様式第1)
「委任状」(様式第2)(代理人により入札する場合)
「誓約書」(様式第3)(代理人により入札する場合は本人の誓約書)
- (4) 郵送受付の場合 次の送付先に郵送してください。

なお、申込み受付最終日の午後5時必着となりますので、注意してください。
また、郵送の場合は書留等配達証明が可能な方法としてください。

郵便番号 460-8501
愛知県都市・交通局交通対策課鉄道第二グループ宛て(住所は記入不要です。)

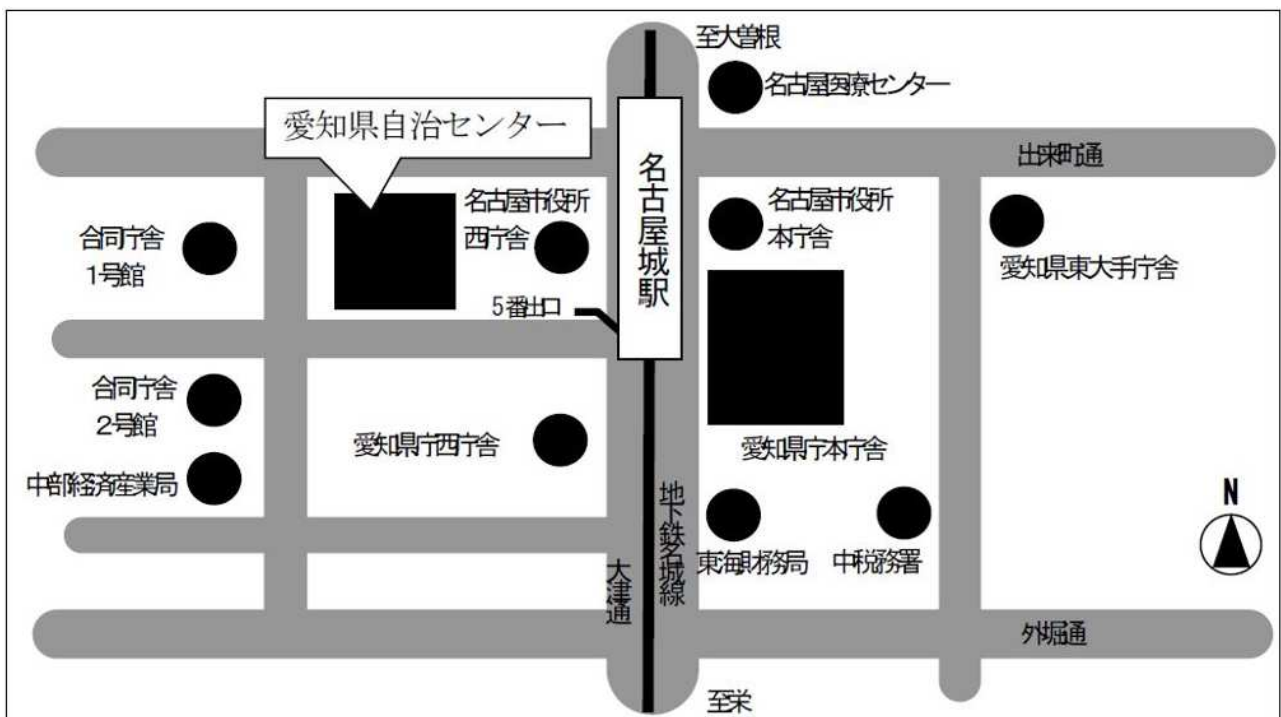
2 入札執行の日時

令和7年10月23日(木) 午前10時30分から

3 入札会場

- (1) 会場 愛知県自治センター 地下2階 入札室
- (2) 所在 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
- (3) 電話 052-954-6127(交通対策課ダイヤルイン)

4 会場案内図(名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅下車 5番出口より西へ2分)



(お断り) 駐車場に限りがあり、駐車できない場合がありますので、出来る限り地下鉄、バス等の公共交通機関をご利用ください。